

長崎県立大学聴講生規程

〔平成20年4月1日
規程第58号〕

改正 平成27年3月3日規程第49号
改正 令和2年3月24日規程第45号
改正 令和3年12月1日規程第109号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学学則（平成20年規則第1号。以下「学則」という。）第54条及び長崎県立大学大学院学則（平成20年規則第2号。以下「大学院学則」という。）第42条の規定に基づく聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 聴講生として入学することができる者は、学則第21条又は大学院学則第12条に規定する入学資格がある者とする。

(入学時期)

第3条 聴講生の入学時期は、第1学期又は第3学期の始めとする。

一部改正 [令和2年規程第45号]

(入学志願手続)

第4条 聴講生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、次に掲げる書類を、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 聴講生入学願書（別記様式）
- (2) 最終学歴校の卒業（修了）証明書
- (3) 健康診断書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学長が必要と認める書類

(選考)

第5条 入学志願者に対しては、学長が選考を行う。

一部改正 [平成27年規程第49号]

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。

(聴講生証の交付)

第7条 聴講生に対しては、聴講生証を交付する。

2 聴講生は、聴講生証を常に所持しなければならない。

(在学期間)

第8条 聴講生の在学期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、在学期間延長願を学長に提出し、許可を得て在学期間を延長することができる。

(聴講証明書の交付)

第9条 聴講生に対しては、本人の願い出により、聴講証明書を交付することができる。

(聴講料)

第10条 聴講生は、所定の期日までに聴講料を納付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、履修に要する特別の費用は、聴講生の負担とする。

(準用)

第11条 この規程に定めるもののほか、学則、大学院学則その他学生に関する諸規程は、聴講生にこれを準用する。

(許可の取消し)

第12条 聴講生が、学則、大学院学則若しくは諸規程に違反したとき又は疾病その他の事由により履修する見込みがなくなったときは、学長は、その許可を取り消すことができる。

一部改正 [平成27年規程第49号]

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月3日規程第49号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月24日規程第45号)

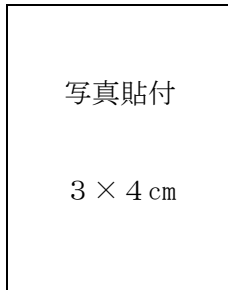
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月1日規程第109号)

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

令和 年 月 日

長崎県立大学長 様



（フリガナ）

志願者氏名

生年月日

住 所

電 話 番 号

1 聴講を希望する理由

2 聴講を希望する科目

科目名	単位	開講期	曜日	時限	担当教員名	許可

- （注） 1 聴講生を志願する者は、次の書類を所定の期日までに提出すること。
（1）願書 （2）履歴書（別紙） （3）最終学歴校の卒業（修了）証明書
（4）健康診断書（6ヶ月以内） （5）顔写真（カラー2枚）
2 聴講料は、別に定める額とする。
3 一旦納入した聴講料は、いかなる理由があっても返還しません。

(別紙)

履 歴 書			
ふりがな		性別	生年月日
氏 名		男 ・ 女	年 月 日生
現 住 所	〒		
電話番号	自宅 () 携帯 ()	— —	国 籍
学 歴	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
職 歴	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞 罰 そ の 他	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏 名			